

教育実習手続きに係るお知らせ

教育実習予備申請ガイドンス等について下記のとおりお知らせします。必ず内容を確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

1 教育実習予備申請ガイドンス：2024年度教育実習希望者は参加必須

2024年度教育実習予備申請ガイドンスを以下のとおり開催いたします。全2回開催となりますので、いずれか日程の都合がつくほうへご参加ください。

◆ 2023年4月10日(月) 5限/16:20~17:50 @ 6号館402教室

◆ 2023年4月11日(火) 5限/16:20~17:50 @ 1号館304教室

※ 4月ガイドンスの詳細は、後日「教職課程センターHPのお知らせ」へ掲示します。

2 予備申請ガイドンス前に準備すべき事項

(1)教育実習期間・希望校の検討

教育実習の手続きを開始するにあたって、実習期間と実習を希望する学校を検討する必要があります。取得希望免許に応じて、必要な実習期間が決まっています。以下の表を参考して、自身の免許取得に必要な実習期間を確認してください。

取得希望免許	実習期間	実習先の学校種
中学校のみ	3週間（単位：5単位）	中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校のいずれか
高等学校のみ	2週間（単位：3単位）	
中学校・高等学校両方	3週間（単位：5単位）	

※実習先の学校種（中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）は問いませんが、小学校での実習はできません。

※在外教育施設（インターナショナルスクール等）については、学校により実習先に出来ない場合があります。それらの学校を希望する場合は事前にご相談ください。

本学では実習校の紹介等はしていません。実習生本人が適当な中学校あるいは高等学校を探し、個々に実習校と交渉して確保する必要があります（東京都内の区市町村立中学校を除く）。実習実施前年度のうちに内諾を得る必要があるため、出身校での実習を選択する学生が多いです。また、中高両方の免許を取得する学生が、高等学校に実習に行く場合、『3週間の実習を希望する』ことを必ず伝え、そのことも含めて事前に承諾を得る必要があります。

ア 東京都外の公立学校／すべての私立学校（指定校外という。）

教育実習を受入れてもらうための手続きすべてを学生自身で行っていただきます。まずは、教育実習を希望する学校のHPを確認し、教育実習の申込方法を調べ、（2）に進んでください。

イ 東京都内の公立中学校・高等学校（指定校という。）

東京都教育委員会を通じて、大学から一括して手続きを行います。

参考：[都内公立学校における教育実習生の受入れ：東京都教育委員会HP](#)

(ア)区市町村立中学校

中学校の場合、学生が直接実習希望先と連絡をとることはできず、学校の指定もできませんのでご注意ください。2023年9月頃から、大学を通して申込手続きを行うこととなりますので、現段階で行っていただく手続きはありません。申込の結果、受入れがかなわない場合もあります。

(イ)都立高等学校、都立中等教育学校、都立高校附属中学校

下記（2）に記載のとおり、各自で教育実習希望校へ連絡をして、内諾を得てください。予備申請ガイダンス前に、2024年度教育実習の申込期間がすでに始まっている場合は教務課教職担当に相談の上、実習希望校に連絡をとってください。

書類上の手続きについては、上記（ア）と同様に、2023年9月頃から大学を通して行うこととなります。

(2)教育実習を希望する学校への連絡（東京都内の区市町村立中学校の場合は不要）

詳細は予備申請ガイダンスで説明いたしますが、実習校が上記2（1）アまたは上記イ（イ）の場合、学生自身で教育実習を希望する学校に連絡をし、内諾を得る必要があります。例年、予備申請ガイダンス前に翌年度の教育実習申込を開始している実習先もあるため、ガイダンス前に実習を希望する学校のHPを確認するなど、情報収集をしておいてください。

すでに2024年度教育実習の申込期間が開始している場合は、早期に受入れ照会を締め切る学校もあるため、可能な限り早急に教務課教職担当にご相談の上、担当職員の確認を受

けてから実習希望校へ連絡してください。

◆ 連絡時に伝えるべきこと

- ①自身のこと（東京都立大学の学生であること、氏名、学年など）
- ②出身校の場合は卒業した年度
- ③教職課程を履修しており2024年度教育実習の受入れを依頼したいこと
- ④実習を希望する期間

◆ 実習の内諾手続きについて

手続きについて実習希望先から指定があれば、後日実施するガイダンスの際に教務課担当者へお知らせください。手続きの締切期限が短いものについては個別に対応をしますので、下記連絡先にご連絡ください。

(3)各教科の指導法の修得状況確認

本学の教育実習は、教育実習実施前年度までに実習を実施する学校種・教科と同一の「各教科の指導法（教育法）」の最低修得単位数（中学校：8単位、高等学校：4単位）を修得し終えている必要があります。単位が修得できていない場合は教育実習を履修できないのでご注意ください。

3 その他

- (1)履修の手引き別冊の「第7章 教育実習について」も各自でご確認ください。
- (2)留学・休学を予定している学生は、教職課程の履修スケジュール等への影響を確認する必要がありますので、必ず1号館1階教務課2番窓口へお越しください。
- (3)手続きにあたって不明な点があれば、下記担当までお問い合わせください。

【担当】

教務課教務係 教職担当

kyosyoku@jmq.tmu.ac.jp